

# 自動車事故対策費補助金交付要綱

平成 30 年 度

国土交通省自動車局

## 自動車事故対策費補助金交付要綱

昭和55年 9 月12日

自 保 第151号

|    |               |              |
|----|---------------|--------------|
| 改正 | 昭和56年 4 月28日  | 同 21年 5 月18日 |
|    | 同 57年 3 月19日  | 同 22年 3 月19日 |
|    | 同 57年 4 月 6 日 | 同 23年 3 月25日 |
|    | 同 58年 4 月20日  | 同 24年 3 月30日 |
|    | 同 59年 4 月18日  | 同 25年 3 月25日 |
|    | 同 60年 4 月23日  | 同 25年 7 月16日 |
|    | 同 61年 4 月14日  | 同 26年 3 月26日 |
|    | 同 62年 6 月 4 日 | 同 27年 3 月27日 |
|    | 同 63年 4 月 8 日 | 同 28年11月21日  |
|    | 平成元年 6 月 8 日  | 同 28年12月21日  |
|    | 同 2 年 6 月 8 日 | 同 29年 3 月31日 |
|    | 同 3 年 4 月12日  | 同 30年 3 月30日 |
|    | 同 4 年 4 月 9 日 |              |
|    | 同 5 年 4 月 1 日 |              |
|    | 同 6 年 6 月23日  |              |
|    | 同 7 年 4 月28日  |              |
|    | 同 8 年 5 月10日  |              |
|    | 同 9 年 5 月30日  |              |
|    | 同 10年 6 月17日  |              |
|    | 同 11年 5 月31日  |              |
|    | 同 12年 7 月11日  |              |
|    | 同 13年12月14日   |              |
|    | 同 14年 4 月24日  |              |
|    | 同 15年 6 月 9 日 |              |
|    | 同 15年11月 7 日  |              |
|    | 同 16年 4 月 7 日 |              |
|    | 同 17年 3 月28日  |              |
|    | 同 18年 3 月17日  |              |
|    | 同 18年12月20日   |              |
|    | 同 19年 3 月23日  |              |
|    | 同 20年 3 月14日  |              |
|    | 同 21年 3 月10日  |              |

(総 則)

第1条 自動車事故対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、自動車の運行の安全の確保に関する事業、自動車事故による被害者の援護に関する事業等を助成することにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、被害者の保護を増進することを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の補助対象事業、補助対象事業者（以下「事業者」という。）、補助対象経費並びに補助率は別表によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、別紙第1号様式による自動車事故対策費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に添付書類を添えて、補助対象事業ごとに別表に定める日までに国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める補助対象事業のうち、自動車事故医療体制整備事業（短期入院協力事業、短期入所（ショートステイ）協力事業及び在宅生活支援環境整備事業）に係る補助金の交付申請をしようとする者は、年度内（大臣が別に定める場合はその定める期間）に実施した当該補助対象事業について別紙第1の2号様式による申請書に添付書類を添えて、別表に定める日までに大臣に提出しなければならない。

3 第1項に規定するほか、別表に定める自動車運送事業の安全総合対策事業に係る補助金の交付を受けようとする事業者のうち、年度内（大臣が別に定める場合はその定める期間）に、先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援事業、運行管理の高度化に対する支援事業及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援事業に関する機器の導入を実施した者は、別紙第1の3号様式による申請書に添付書類を添えて、別表に定める日までに大臣に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 大臣は、前条第1項の規定に基づき、事業者から申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行う。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を別紙第2号様式による自動車事故対策費補助金交付決定通知書により事業者へ通知するものとする。

3 大臣は、前条第2項及び第3項の規定に基づき、事業者から申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行う。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定及び額の確定を行うものとする。

4 大臣は、前項の交付決定及び額の確定をしたときは、すみやかにその決定の内容等を別紙第2の2号様式及び第2の3号様式による自動車事故対策費補助金交付決定及び額の確定通知書により事業者へ通知するものとする。

5 前項の規定により交付決定及び額の確定について通知を受けた事業者に関しては、第7条から第11条までの規定は適用しないものとする。

6 大臣は、第1項及び第3項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期限は、前条第2項又は第4項の通知があった日から20日以内に、別紙第3号様式による自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第7条 事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ別紙第4号様式による補助対象事業の計画変更承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けな

ればならない。

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 補助対象事業の内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じないもの又は変更を生じる補助金の額が当該変更に係る費目の補助金の額（当該変更が複数の費目に係る場合にあつては、いずれか少ない費目の額）の20%以内であるもの。
- (2) 補助対象経費の配分の変更にあつては、経費の中の費目相互間における流用であつて、その額がいずれか少ない費目の額の20%以内であるもの。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

第8条 事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙第5号様式による補助対象事業中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第9条 事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、別紙第6号様式による補助対象事業事故報告書をすみやかに大臣に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 事業者は、補助対象事業が完了した日（補助対象事業が介護料支給業務である場合は、年度内で最後に介護料を支給した日）若しくは廃止の承認があつた日から1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙第7号様式による補助対象事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 大臣は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙第8号様式による自動車事故対策費補助金の額の確定通知書を当該事業者に通知するものとする。なお、補助金の額の確定の方法は別表に定めるところによる。

（補助金の支払請求）

第12条 事業者は、第5条第4項に規定する補助金の交付決定及び額の確定通知並

びに前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合は、別紙第9号様式による自動車事故対策費補助金請求書を提出するものとする。ただし、大臣が必要と認めた場合は、補助金の全部又は一部について概算払の請求をすることができる。

(交付決定の取消)

第13条 大臣は、第8条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認申請があった場合及び次の事由に該当する場合には、第5条第1項及び第3項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合。
- (2) 事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(返還命令)

第14条 大臣は、次の事由に該当する場合には、原則交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずるものとする。

- (1) 第12条ただし書の規定による概算払い請求が行われた補助金であって、第11条の規定による交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合。
- (2) 前条の取消をした場合において、その取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合。
- (3) 別紙第11号様式で報告した事業者のうち、補助金返還相当額が生じた場合。

2 大臣は、前条第1号から第3号の取消による返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項の補助金の返還時期は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 事業者は、補助対象経費で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。別に定める期間を経過しない財産（ただし、取得価格が50万円未満のものにあつては、事故防止対策支援推進

事業により取得したものに限る。)については、大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売却、貸付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

2 事業者は、前項の財産の処分をしようとするときは、あらかじめ別紙第10号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の財産の処分について承認しようとするときは、当該財産を処分したことにより収入が生じたときは補助金の範囲内で全部又は一部を国に納付させることとする。

(帳簿の保管義務)

第16条 事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿等を備え、補助対象事業完了後5年間保存しなければならない。

(提出部数)

第17条 この要綱に定める申請書、その他の書類の提出部数は、3部(正本1部、副本2部)とする。

(実施要領)

第18条 第4条第1項及び第2項の申請書並びに第10条の実績報告書の記載方法その他この要綱の実施の細目は、別添の補助対象事業ごとの自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領等に定めるところによる。

## 附 則

1. この要綱は、昭和55年度の補助金から適用する。
2. 自動車事故対策費補助金交付要綱(自動車事故相談及び示談あっ旋事業の部、救急医療設備整備事業の部)(昭和44年8月15日自保第191号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(自動車運転者安全運転推進事業の部)(昭和47年9月20日自保第201号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(自動車整備管理推進事業の部)(昭和48年6月4日自保第111号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(道路交通情報整備事業の部)(昭和49年7月12日自保第165号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(交通遺児修学援助事業の部)(昭和50年8月29日自保第195号)、自

自動車事故対策費補助金交付要綱（自動車事故防止事業の部）（昭和51年8月23日自保第141号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（高等学校交通遺児授業料減免事業の部）（昭和51年8月25日自保第148号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（交通安全国民運動推進事業の部）（昭和51年9月29日自保第164号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（交通安全国民運動推進事業－交通安全母の会－の部）（昭和52年11月1日自保第201号）及び自動車事故対策費補助金交付要綱（模擬運転装置整備事業の部）（昭和53年12月25日自保第248号）は廃止する。

附 則（昭和57年3月19日自保第55号）（昭和57年4月6日自保第93号）

1. この要綱は、昭和57年度の補助金から適用する。

附 則（昭和58年4月20日自保第93号）

1. この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。

附 則（昭和59年4月18日自保第78号）

1. この要綱は、昭和59年度の補助金から適用する。

附 則（昭和60年4月23日地保第73号）

1. この要綱は、昭和60年度の補助金から適用する。

附 則（昭和61年4月14日地保第81号）

1. この要綱は、昭和61年度の補助金から適用する。

附 則（昭和62年6月4日地保第105号）

1. この要綱は、昭和62年度の補助金から適用する。

附 則（昭和63年4月8日地保第100号）

1. この要綱は、昭和63年度の補助金から適用する。

附 則（平成元年6月8日地保第158号）

1. この要綱は、平成元年度の補助金から適用する。

附 則（平成2年6月8日地保第113号）

1. この要綱は、平成2年度の補助金から適用する。

附 則（平成3年4月12日地保第112号）

1. この要綱は、平成3年度の補助金から適用する。

附 則（平成4年4月9日自保第116号）

1. この要綱は、平成4年度の補助金から適用する。

附 則（平成5年4月1日自保第135号）

1. この要綱は、平成5年度の補助金から適用する。



附 則（平成 6 年 6 月 23 日自保第 147 号）

1. この要綱は、平成 6 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 7 年 4 月 28 日自保第 160 号）

1. この要綱は、平成 7 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 8 年 5 月 10 日自保第 127 号）

1. この要綱は、平成 8 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成 8 年度に交付申請をしようとする者は、要綱第 4 条の規定にかかわらず、申請書の提出は 5 月 31 日までとする。

附 則（平成 9 年 5 月 30 日自保第 126 号）

1. この要綱は、平成 9 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 10 年 6 月 17 日自保第 128 号）

1. この要綱は、平成 10 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成 10 年度の申請期限は、自動車事故相談及び示談あっ旋事業、交通遺児育成基金事業、自動車事故防止事業、都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業、運転者安全運転指導事業及び自動車事故救急法普及事業については、要綱第 4 条の規定にかかわらず、8 月 15 日までとする。

ただし、都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業のうちオムニバスタウン整備総合対策事業費及び個別対策事業費のうち超低床ノンステップバス、低床スロープ付きバス又はリフト付きバスを導入する事業費に係る申請にあっては、11 月 15 日とする。

附 則（平成 11 年 5 月 31 日自保第 128 号）

1. この要綱は、平成 11 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成 11 年度の申請期限は、自動車事故相談及び示談あっ旋事業、自動車事故防止事業のうち道路運送運行管理システム国際化等対策事業及び交通事故障害者スポーツ振興事業については、要綱第 4 条の規定にかかわらず、8 月 15 日までとする。

附 則（平成 12 年 7 月 11 日自保第 119 号）

1. この要綱は、平成 12 年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2. 平成12年度の申請期限は、都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業のうち個別対策事業費のうち超低床ノンステップバス、低床スロープ付きバス又はリフト付きバスを導入する事業費に係る申請にあつては、要綱第4条の規定にかかわらず、11月30日までとする。

附 則（平成13年12月14日国自保第146号）

1. この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2. 平成13年度の申請期限は、自動車事故医療体制整備事業のうち短期入院協力費に係る申請にあつては、要綱第4条の規定にかかわらず、3月1日までとする。

附 則（平成14年4月24日国自保第46号）

1. この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則（平成15年6月9日国自保第387号）

1. この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則（平成15年11月7日国自保第1432号）

1. この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。
2. 平成15年度の交付申請期限は、介護料支給業務に係る申請にあつては、要綱第4条の規定にかかわらず、11月10日までとする。

附 則（平成16年4月7日国自保第20号）

1. この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年3月28日国自保第1768号）

1. この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月17日国自保第1318号）

1. この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年12月20日国自保第1207号）

1. この要綱は、平成18年12月20日から適用する。

附 則（平成19年3月23日国自保第1554号）

1. この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2. 第14条第1項(3)及び第3項の規定については、昭和55年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年3月14日国自保第1232号）

1. この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年 3 月10日国自保第948号）

1. この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年 5 月18日国自旅第36号）

1. この要綱は、平成21年 5 月18日から適用する。

附 則（平成22年 3 月19日国自保第1048号）

1. この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年 3 月25日国自保第1189号）

1. この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年 3 月30日国官参自保第704号）

1. この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年 3 月25日国官参自保第986号）

1. この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年 7 月16日国官参自保第258号）

1. この要綱は、平成25年 7 月16日から適用する。

附 則（平成26年 3 月26日国官参自保第919号）

1. この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則（平成27年 3 月27日国官参自保第872号）

1. この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成26年度までに交付した交通遺児修学援助事業（高等学校奨学金貸与事業）及び交通遺児育成基金事業については、以下のとおりとする。

- (1) 公益財団法人交通遺児育英会は、交通遺児修学援助事業を事情の変更により中止又は廃止した後、当該貸付事業に基づく貸付金の交付を受けた者から当該貸付金の返還を受けた場合には、貸付金のうち補助金の占める割合を限度として、国庫に納付しなければならない。
- (2) 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定。以下「見直し等」という。）に基づき、見直し等の対象である事業者（公益財団法人交通遺児育英会及び公益財団法人交通遺児等育成基金）が、当該見直し等において講じることとされた措置内容等及びそれに準じる措置等を実施する場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずるものとする。なお、延滞金の徴収については、要綱第14条

第3項の規定を準用する。

- (3) 見直し等の対象である事業者は、交付された補助金全額を返還するまで、毎年度実施する措置内容等に関する事項を大臣あてに報告しなければならない。
- (4) 大臣は、見直し等に基づく措置内容等の指導監督を行う。

附 則（平成28年11月21日国自安第152号国自技第174号）

- 1. この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年12月21日国自旅第260号）

- 1. この要綱は、平成28年12月21日から適用する。

附 則（平成29年3月31日国官参自保第859号）

- 1. この要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則（平成30年3月30日国官参自保第671号）

- 1. この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

第1号様式（第4条第1項関係）

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

自動車事故対策費補助金交付申請書

平成 年度自動車事故対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

1. 補助対象事業の種別
2. 補助対象事業の内容
3. 補助対象経費                      金                      円
4. 補助金交付申請額                金                      円
5. 添付書類

- (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助対象事業に関する収支予算書
- (4) その他補助金の交付に関して参考となる書類

(注) ア. 申請者が地方公共団体である場合には、(1)及び(2)の書類を除く。

イ. 申請者が独立行政法人自動車事故対策機構である場合には、(1)、(2)及び(3)の書類を除く。

ウ. (4)の「参考となる書類」の提出部数は2部とする。

（日本工業規格 A列4番）

第1の2号様式（第4条第2項関係）

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書

平成 年度自動車事故対策費補助金（自動車事故医療体制整備事業（事業））の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき申請するとともに、同法第14条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて報告します。

1. 補助対象事業の内容

2. 補助対象経費 金 円

3. 補助金交付申請額 金 円

4. 添付書類

(1) 申請者の営む主な事業及びその内容

(2) 申請者の資産及び負債に関する事項

(3) 補助対象事業に関する収支予算書

(4) その他補助金の交付に関して参考となる書類

(注) ア. 申請者が地方公共団体である場合には、(1)及び(2)の書類を除く。

イ. 申請者が独立行政法人自動車事故対策機構である場合には、(1)、(2)及び(3)の書類を除く。

ウ. (4)の「参考となる書類」の提出部数は2部とする。

（日本工業規格 A列4番）

第 1 の 3 号様式（第 4 条第 3 項関係）

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書

平成 年度自動車事故対策費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業）の  
交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年  
法律第179号）第 5 条の規定に基づき申請するとともに、同法第14条の規定に基づ  
き、別紙関係書類を添えて報告します。

1. 補助対象事業の内容

2. 補助対象経費 金 円

3. 補助金交付申請額 金 円

4. 添付書類

(1) 申請者の営む主な事業及びその内容

(2) 申請者の資産及び負債に関する事項

(3) 補助対象事業に関する収支予算書

(4) その他補助金の交付に関して参考となる書類

(注) ア. 申請者が地方公共団体である場合には、(1)及び(2)の書類を除く。

イ. 申請者が独立行政法人自動車事故対策機構である場合には、(1)、(2)  
及び(3)の書類を除く。

ウ. (4)の「参考となる書類」の提出部数は2部とする。

（日本工業規格 A 列 4 番）

第2号様式（第5条第2項関係）

番 号  
年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

自動車事故対策費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった平成  
年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）に  
ついては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179  
号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付するこ  
とに決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助対象事業の  
内容の変更により当該補助対象経費が変更された場合における補助金の額が変更  
されたときは、別に通知する。

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

2. 補助対象事業の内容及び当該補助対象経費の配分は、平成 年度自動車事故  
対策費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定  
を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助対象事業に係る手続については、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第  
255号）及び自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日自保第151号）  
に従わなければならない。

（日本工業規格 A列4番）



第2の2号様式（第5条第4項関係）

番 号  
年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

自動車事故対策費補助金交付決定及び額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった平成  
年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（自動車事故医療体制整備事  
業（ 事業））については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法  
律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定  
に基づき、下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、同  
法第8条及び第15条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 補助金の額  | 金 | 円 |

2. 補助対象事業の内容及び当該補助対象経費の配分は、平成 年度自動車事故  
対策費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定  
及び額の確定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）

3. 補助対象事業に係る手続については、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第  
255号）及び自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日自保第151号）  
に従わなければならない。

（日本工業規格 A列4番）

第2の3号様式（第5条第4項関係）

番 号  
年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

自動車事故対策費補助金交付決定及び額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった平成  
年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（自動車運送事業の安全総合  
対策事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30  
年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、  
下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、同法第8条及  
び第15条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 補助金の額  | 金 | 円 |

2. 補助対象事業の内容及び当該補助対象経費の配分は、平成 年度自動車事故  
対策費補助金交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。（ただし、修正を加  
えて交付決定及び額の確定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助対象事業に係る手続については、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第  
255号）及び自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日自保第151号）  
に従わなければならない。

（日本工業規格 A列4番）

第3号様式（第6条第2項関係）

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）  
については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、下記の事項に不服があるので取下げます。

記

1. 補助金の額 金 円
2. 交付申請年月日
3. 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
4. 同上理由

(注)ア. 自動車事故医療体制整備事業（短期入院協力事業、短期入所(ショートステイ)協力事業及び在宅生活支援環境整備事業）及び自動車運送事業の安全総合対策事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援事業、運行管理の高度化に対する支援事業及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援事業）の場合については、文中の「交付決定通知」を「交付決定及び額の確定通知」に変更すること。

イ. ( ) の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本工業規格 A列4番）

第4号様式（第7条第1項関係）

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

補助対象事業の計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）の（ 内容・経費の配分 ）を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 補助金交付申請書(写)に変更する部分を上段に（ ）書きで2段書きした書類
4. その他必要な書類

(注)ア. 記4. の「その他必要な書類」の提出部数は2部とする。

イ. （ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本工業規格 A列4番）

第5号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

補助対象事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、下記の事由により同事業を（ 中 止 ・ 廃 止 ）したいので申請します。

記

1. 補助対象事業を中止（廃止）する理由
2. 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

（注）ア．記3.の「その他必要な書類」の提出部数は2部とする。

イ．（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本工業規格 A列4番）

第6号様式（第9条関係）

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

補助対象事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）  
については、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助対象事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変化がある場合はその内容

（注）（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本工業規格 A列4番）

第 7 号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

補助対象事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象経費 金 円
2. 補助金充当予定額 金 円
3. 完了した補助対象事業の概要
4. その他参考となる事項

（注）（ ）の空欄は、第 3 条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本工業規格 A 列 4 番）

第 8 号様式（第11条関係）

番 号  
年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

自動車事故対策費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった平成  
年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）につ  
いては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の額 金 円

（日本工業規格 A 列 4 番）



第9号様式（第12条関係）

年 月 日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

自動車事故対策費補助金請求書

平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）  
については、額の確定に基づき、下記のとおり支払を請求いたします。

記

1. 請 求 額 金 円
2. 受 取 人 フリガナ住所  
(口座名義人) フリガナ氏名
3. 振込先金融機関及び支店名
4. 預 金 種 別
5. 口 座 番 号

(注)ア. 概算払いの場合については、表題の「請求書」の前に「概算払」の文字を入れ、文中の「額の確定」を「交付決定」に変更すること。

イ. 自動車事故医療体制整備事業（短期入院協力事業、短期入所（ショートステイ）協力事業及び在宅生活支援環境整備事業）及び自動車運送事業の安全総合対策事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援事業、運行管理の高度化に対する支援事業及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援事業）の場合については、文中の「額の確定」を「交付決定及び額の確定」に変更すること。

ウ. ( ) の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

エ. 記2. の受取人の住所及び氏名には、上段にカタカナで振り仮名を付けること。

(日本工業規格 A列4番)

第10号様式（第15条第2項関係）

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

財 産 処 分 承 認 申 請 書

平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）  
により取得した財産を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30  
年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記により処分したいので申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分の理由
4. その他必要な事項

（注）（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本工業規格 A列4番）

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所  
氏名及び名称

## 平成 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった  
平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）  
の消費税及び地方消費税について、次のとおり報告します。

### 記

1. 補助金の額（交付要綱第11条の通知による確定額） 金 円
2. 補助金の額のうち消費税及び地方消費税相当額 金 円
3. 2. のうち仕入控除税額の対象にならなかった額 金 円
4. 補助金返還相当額（2. の額から3. の額を差し引いたもの）  
金 円

（注）ア．添付資料として確定申告書等を添付すること。

イ．自動車事故医療体制整備事業（短期入院協力事業、短期入所（ショートステイ）協力事業及び在宅生活支援環境整備事業）及び自動車運送事業の安全総合対策事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援事業、運行管理の高度化に対する支援事業及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援事業）の場合については、文中の「額の確定通知」を「交付決定及び額の確定通知」に、「交付要綱第11条」を「交付要綱第5条第4項」に変更すること。

ウ．（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

エ．補助金返還相当額が生じた場合にはその金額の返還を命ずる。

（日本工業規格 A列4番）

別表 補助対象事業等

| 補 助 対 象 事 業      | 補 助 対 象 事 業 者       | 補 助 対 象 経 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 補 助 率 | 補 助 金 の 額 の 確 定                                                             | 備 考                                                                                   |
|------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車事故相談及び示談あつ旋事業 | 公益財団法人日弁連交通事故相談センター | <p>事故相談事業、示談あつ旋事業、電話相談事業、相談員等研修事業及び高次脳機能障害相談事業</p> <p>補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としない。</p> <p>なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部を補助対象経費とした場合には、当該補助対象事業完了年度の消費税及び地方消費税に係る報告を別紙第11号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書に添付資料を添えて、大臣に提出しなければならない。</p> | 定 額   | 補助対象事業に要した補助対象経費の区分ごとの実績額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額の合計額とする。 | <p>（申請期限）</p> <p>第4条第1項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の5月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。</p> |

## 別表 補助対象事業等

| 補 助 対 象 事 業   | 補 助 対 象 事 業 者 | 補 助 対 象 経 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 補 助 率 | 補 助 金 の 額 の 確 定                                                                                                                                     | 備 考                                                                                                                                             |
|---------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車事故医療体制整備事業 | 医 療 機 関       | <p>救急医療機器整備事業</p> <p>補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としない。</p> <p>なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部を補助対象経費とした場合には、当該補助対象事業完了年度の消費税及び地方消費税に係る報告を別紙第11号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書に添付資料を添えて、大臣に提出しなければならない。</p> | 1 / 8 | <p>次に掲げる金額のうちいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業に要した補助対象経費の実績額に1/8を乗じた額（ただし、1,000万円（特に認める場合にあつては2,000万円）を限度とする。）</p> <p>(2) 補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）</p> | <p>（申請期限）</p> <p>第4条第1項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の12月28日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。</p> <p>（補助金の下限額）</p> <p>補助対象経費に係る補助金交付額の下限額</p> <p>500万円</p> |

(注)

(補助対象事業者の要件)

1. 当該補助金の交付を受けることができる補助対象事業者は、次の要件を満たす医療機関であること。ただし、特別な事由がある場合はこの限りでない。

- (1) 自動車事故救急患者の受入があること。
- (2) 自由診療単価が1点あたり15円以下であること。
- (3) 経常収支率が概ね100%未満であること。
- (4) 地域の基幹的な位置づけであること。
- (5) 前年度に当該補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象医療機器等)

2. 当該補助対象事業の対象となる医療機器、補助対象事業の範囲等については、以下のとおりとする。

(1) 補助対象の医療機器は次の8品目とする。

| 番号 | 医療機器名            | 用 途                                              | 耐用年数   |
|----|------------------|--------------------------------------------------|--------|
| 1  | 超音波診断装置          | ①超音波法による生体内臓器の断層像等の診断装置<br>②同機器の移動式のもの           | 6<br>4 |
| 2  | 生化学自動分析装置        | 生化学検査項目全般を分析する装置                                 | 4      |
| 3  | 血球計数装置           | 赤血球、白血球等の計数を測定する装置                               | 4      |
| 4  | X線撮影装置           | ①X線を照射し撮影する装置<br>②同機器の移動式のもの                     | 6<br>4 |
| 5  | X線TV装置           | ①透視、撮影機能にモニターを付加したX線撮影装置<br>②同機器の移動式のもの          | 6<br>4 |
| 6  | コンピュータX線断層診断システム | 身体内組織のX線吸収値をコンピュータ処理により、横断断層像の写真撮影・吸収値の分析を行う装置   | 6      |
| 7  | CRシステム           | 撮影装置と接続することによりコンピュータで画像を作成する装置                   | 6      |
| 8  | 磁気共鳴断層撮影装置       | 磁力により体内に発生する水素分子の運動変化の相違を捕らえることにより、患者の断層像を撮影する装置 | 6      |

(2) 補助対象の医療機器1品の単価が6千万円以上であって、特に必要と認める場合は「高額医療機器」とし、それ以外の場合は「通常医療機器」とする。

(3) 医療機器の設置工事費用及び搬入費用は補助対象事業外とする。

(補助率及び補助限度額)

3. 補助率及び補助限度額については、以下のとおりとする。

|        | 補助対象経費    | 補助率 | 補助限度額 | 医療機器数 |
|--------|-----------|-----|-------|-------|
| 高額医療機器 | 1品で6千万円以上 | 1／8 | 2千万円  | 1品まで  |
| 通常医療機器 | 合計で6千万円以上 | 1／8 | 1千万円  | 2品まで  |

## 別表 補助対象事業等

| 補 助 対 象 事 業   | 補 助 対 象 事 業 者 | 補 助 対 象 経 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 補 助 率 | 補 助 金 の 額 の 確 定                                                    | 備 考                                                                                   |
|---------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車事故医療体制整備事業 | 医 療 機 関       | <p>短期入院協力事業</p> <p>補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としない。</p> <p>なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部を補助対象経費とした場合には、当該補助対象事業完了年度の消費税及び地方消費税に係る報告を別紙第11号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書に添付資料を添えて、大臣に提出しなければならない。</p> | 定 額   | 補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額とする。 | <p>（申請期限）</p> <p>第4条第2項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。</p> |



## 別表 補助対象事業等

| 補 助 対 象 事 業   | 補 助 対 象 事 業 者   | 補 助 対 象 経 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 補 助 率 | 補 助 金 の 額 の 確 定                                                    | 備 考                                                                                   |
|---------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車事故医療体制整備事業 | 障 害 者 支 援 施 設 等 | <p>短期入所(ショートステイ)協力事業</p> <p>補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としない。</p> <p>なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部を補助対象経費とした場合には、当該補助対象事業完了年度の消費税及び地方消費税に係る報告を別紙第11号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書に添付資料を添えて、大臣に提出しなければならない。</p> | 定 額   | 補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額(変更されたときは、変更後の額)とのいずれか低い額とする。 | <p>(申請期限)</p> <p>第4条第2項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。</p> |

## 別表 補助対象事業等

| 補 助 対 象 事 業   | 補 助 対 象 事 業 者   | 補 助 対 象 経 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 補 助 率 | 補 助 金 の 額 の 確 定                                                    | 備 考                                                                                   |
|---------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車事故医療体制整備事業 | 障 害 者 支 援 施 設 等 | <p>在宅生活支援環境整備事業</p> <p>補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としない。</p> <p>なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部を補助対象経費とした場合には、当該補助対象事業完了年度の消費税及び地方消費税に係る報告を別紙第11号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書に添付資料を添えて、大臣に提出しなければならない。</p> | 定 額   | 補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額とする。 | <p>（申請期限）</p> <p>第4条第2項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。</p> |